

令和8年度（2026年度）台湾における熊本の認知度向上・イメージアッププロモーション業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）台湾における熊本の認知度向上・イメージアッププロモーション業務

2 業務の目的

本県では、2024年12月に策定した「くまもと新時代共創基本方針」において、「世界的な半導体関連企業の進出を契機として、国際的な交流が加速する中で、アジアに近い地理的優位性等も最大限に活かしながら、これらの強みをさらにステップアップさせ、世界に挑戦する県、「くまもと新時代」を目指す」との方針を打ち出し、世界に開かれた熊本を目指すこととしている。

とりわけ、台湾については、半導体関連企業の集積や人的交流に加え、直行便就航によるインバウンド促進、県産品等の販路拡大（輸出促進）など様々な分野で交流が活発化している。特に、航空路線については、九州初の台南線や台中線の就航、高雄線の増便など、台中以南の地域でもネットワークが広がり、更なる交流が期待できる。そこで、台湾のうち台中、台南、高雄地域における本県の認知度向上・イメージアッププロモーションを実施し、本県が台湾で展開する各分野における取組みへの波及・相乗により効果を最大化することを目的とする（3地域を対象としたプロモーション、または重点地域に絞ったプロモーションのいずれでも可）。

3 委託業務の内容

- (1) 上記目的を達成するため、台湾向けに一連の魅力発信プロモーションを実施すること。
 - ・台湾と熊本との相互交流をさらに活発にするため、台湾に向けて、熊本の食、観光、文化、自然などの魅力を発信すること。
 - ・台湾の文化や言語、各種メディア、SNSの利用状況等を踏まえた効果的なプロモーションとすること。
 - ・一方的な情報提供や発信だけではなく、多くの方々が共感・参画できるストーリー性やしかけを施すこと。
 - ・プロモーションの実施に当たっては、本県の各部局が実施する台湾向けの取組みへの波及効果・相乗効果を意識し、効果的な発信となるよう連携を図ること。（各部局の取組みについては、「9 参考」を参照）
- (2) (1)の実施にあたっては、事業効果が把握できる成果指標と目標数値を設定すること。成果指標は当該取組みに沿ったものとし、結果を実績報告書に記載すること。

4 成果品

業務完了後、速やかに以下の関係書類を提出すること。

- (1) 実績報告書 1部
- (2) その他、提案事項による成果物 1式

5 著作権に係る留意事項

- (1) 委託業務に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として全て熊本県に帰属するものとし、熊本県が国内外で自由に二次利用できるものとする。また、成果物に関する著作者人格権を県又は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (2) 作成に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

6 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

7 予算額

17,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 本業務に係る一切の費用は上記に含めるものとする。

※ 提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決することとする。
- (2) 本仕様書は、受託者に対して業務の具体的な実施方法等についての提案を求めたうえで、その内容を反映した仕様書に変更されることがある。

9 参考（各部局における台湾向けの主な取組み）

- ・令和8年（2026年）10月下旬に台中市内で熊本PRイベント（熊本－台中線の利用促進を目的とした、観光・物産イベント）を開催予定。